

議案第137号

令和5年度松阪市松阪市民病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第 1 条 令和5年度松阪市松阪市民病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和5年度松阪市松阪市民病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる限度額を次のとおり補正する。

（変 更）

事 項		期 間	限 度 額
医療廃棄物収集運搬・処理業務に係る契約	変更前	令和5年度～令和7年度	62,040千円
	変更後	令和5年度～令和7年度	78,548千円
給食切菜・食器洗浄業務に係る契約	変更前	令和5年度～令和7年度	51,120千円
	変更後	令和5年度～令和7年度	57,200千円
医事会計窓口・医事計算業務に係る契約	変更前	令和5年度～令和7年度	155,202千円
	変更後	令和5年度～令和7年度	158,514千円

令和5年12月 1日 提出

松 阪 市 長 竹 上 真 人

（病 院）

1 債務負担行為に関する補正調書

(変更)

事項		限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
			期間	金額	期間	金額	国庫補助金	企業債	その他
医療廃棄物収集運搬・処理業務に係る契約	変更前	千円 62,040		千円	R5~R7	62,040	千円	千円	千円 62,040
	変更後	78,548			R5~R7	78,548			78,548
給食切菜・食器洗浄業務に係る契約	変更前	51,120			R5~R7	51,120			51,120
	変更後	57,200			R5~R7	57,200			57,200
医事会計窓口・医事計算業務に係る契約	変更前	155,202			R5~R7	155,202			155,202
	変更後	158,514			R5~R7	158,514			158,514

(病院)